第１４回西和賀町議会定例会

令和７年３月７日（金）

午前１０時００分　開　　議

議長　　出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第１、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間５分前には１鈴、制限時間には２鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いします。

登壇順は、開会に先立ち抽せんを行い決定しており、その順序に従い質問を許します。

初めに、登壇順１番、唐仁原俊博君の質問を許します。

唐仁原俊博君。

６番　　おはようございます。議席番号６番、唐仁原です。よろしくお願いします。

今年の１月24日に第217回国会で石破茂首相による施政方針演説が行われました。私の今日行う質問の中で関連する部分があるので、ちょっと引用しながら紹介したいのですけれども、演説の中で首相が今後新しい日本の姿として楽しい日本を目指したいという宣言がありました。演説からの引用ですけれども、「かつて国家が主導した「強い日本」、企業が主導した「豊かな日本」、加えてこれからは一人一人が主導する「楽しい日本」を目指していきたいと考えます。「楽しい日本」とは、すべての人が安心と安全を感じ、自分の夢に挑戦し、「今日より明日はよくなる」と実感できる。多様な価値観を持つ一人一人が、互いに尊重し合い、自己実現を図っていける。そうした活力ある国家です」とのことです。

引用を続けますが、そして「「楽しい日本」を実現するための政策の核心は、「地方創生2.0」です。これを、「令和の日本列島改造」として強力に進めます」、「「地方創生2.0」は、官民が連携して地域の拠点をつくり、地域の持つ潜在力を最大限引き出し、ハードだけではないソフトの魅力が新たな人の流れを生み出す。新技術を徹底的に活用し、一極集中を是正し、多極分散型の多様な経済社会を構築していくものです」と。

ここで、首相が掲げている令和の日本列島改造には５本の柱が設定されていまして、第１の柱が若者や女性にも選ばれる地方というふうにしています。若者や女性が楽しいと思えるような新しい出会いや気づき、そこから生まれる夢や可能性が重要だというふうに述べていました。今後政府とか中央省庁、特に地方活性化に関しては、今総務省であるとか、あるいは経産省、国土交通省が関係してくるかと思いますけれども、そういうところから出てくるのが、この世界観に沿った政策なのかなというふうに考えています。

では、質問に入っていきます。まず、地域おこし協力隊についてです。来年度着任予定の協

力隊について、応募状況、それから採用に向けて今どういうふうになっているか伺います。

議長　　内記町長。

町長　　おはようございます。本日の会議、よろしくお願いいたします。

ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

令和７年度に着任する予定となっております地域おこし協力隊について、まず募集の状況ですけれども、２月21日で一旦募集を締め切りましたが、応募がなかった職種、あるいは応募が募集していた人数に満たなかった職種につきましては、現在再募集を行っているところであります。

令和７年度の隊員につきましては、８職種で延べ13人の募集を行っているところでありますが、これに対し、現時点でエントリー前の問合せがあったのが14人、実際にエントリーに至ったのが５人、このエントリーいただいた５人につきましては選考の結果、任用が決まっております。したがって、令和７年現在、任用が決まっている地域おこし協力隊員は５人ということでございます。

以上です。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。８職種、延べ13人募集したところに５人応募があって、５人とも着任が決まったということで、まず５人決まったこと自体はいいことだと思いますし、13人募集していて５人の応募というのが、数字だけ見ると半分以下の応募率になっていますけれども、別にこれ率自体が問題かというと、そうではないと思いますので、さらに再募集中ということですので、新たな応募が来ればいいなと思っているのですけれども、協力隊の募集に関して今年度工夫したこととか、前と比べて改善したことなどあれば伺いたいです。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

地域おこし協力隊の募集につきましては、応募を検討している方からのアクセス向上と適切な人材確保を目指して、今年度から次のような取組を一般社団法人いわて圏という団体に業務委託をして実施しているところです。

まず１点目が募集要項の見直しでございます。応募者が募集内容をより正確に把握できるように、業務内容、求める人物像、支援体制等を具体的で分かりやすいものにして、応募者が自分の適性を判断しやすいように募集要項の構成や表現の見直しなどを行っております。

２点目は、募集担当課、そして受入れ団体への支援です。募集担当課、関係団体、受入れ団体に対して、募集要項の改訂内容や選考プロセス、応募者フォローアップの方法などについて研修会を開催し、助言等を行ってきたところでございます。

３点目は、お試し地域おこし協力隊です。応募前に地域での実際の生活や業務を体験していただくため、お試し体験プログラムを実施しております。現役協力隊員や地域住民との交流を通じて、応募者が現場のリアルな状況を理解し、双方のマッチング精度を高める効果が確認されたものと評価をしております。

そして、４点目はウェブサイトの制作です。現在専用のウェブサイトの制作に取り組んでおり、運用開始後は本町での活動内容、実施中のプログラム、先輩隊員のインタビューなどが閲覧でき、応募者が具体的な活動のイメージを持つことができ、応募動機につながるようなウェブサイトにしたいと思っております。

こうした取組により、より多くの応募者を獲得するとともに、受入れ態勢の充実強化を図りながら、地域おこし協力隊制度の効果的な運用と任期終了後の定着率向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。今いろいろと取組を挙げていただいたのですけれども、３月末に協力隊の活動報告も予定されていますよね。それも１つは協力隊と町をつなぐことでもあるし、活動の見える化とか、あるいはこういうふうに報告会もしていますよとＰＲすることがさらなる応募にもつながったりするのかなと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

　おっしゃるとおり、今月下旬に地域おこし協力隊の活動報告会を銀河ホールで開催させていただきます。こういう形で報告会を開催するのは、恐らく初めてかと私の認識では思っておりまして、今唐仁原議員ご指摘のとおり、まずは地域おこし協力隊の活動を町民の方々に広く認知していただくことが今後の任期満了後の定着率の向上等にも役立つものと思っておりますので、まずぜひたくさんの町民の方から参加していただきたいと思っているところでございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　多分協力隊の報告会については、西高に入っていた人たちとか、あるいは銀河ホールで活動していた人たちが報告会というか、成果発表会みたいな形でもやっておられたかなと思うのですけれども、恐らく今町に入っている人全員が出てという形では、今答弁にあったとおり、初めてかなと思います。どういった話がされるのか期待しています。

　もう一つ、その取組の中で募集のためのサイトをつくっているというお話がありましたので、そこについてちょっと伺いたいのですけれども、私自身がこの町で協力隊を務めたこともありますし、町外、県内のほかの協力隊とか、協力隊の卒業生の知り合いもたくさんいるし、その人たちが活躍しているというのも知っているので、協力隊の活用をどんどん進めていったほうがいいというふうに提言をしているのですが、一方で人を巻き込むというか、町外から人を呼び込む方法というのは協力隊に限らずあるわけです。首相方針演説でも、新たな人の流れを太くするため、いわゆる関係人口に着目し、都市と地方といった２地域を拠点とする活動を支援しますという話が出ていました。２地域というのは、町にべったりではなくて、例えば仙台と西和賀であるとか、盛岡と西和賀、あるいは東京と西和賀というふうに拠点を完全に西和賀に移すのではなくて、関わり続けるみたいな形ですけれども、せっかくウェブサイトをつくるのであれば協力隊の募集に限らず、移住を考える人のためのポータルサイト、ポータルサイトというのは情報が１つに集約されているウェブサイトですけれども、そういう移住を考える人のための窓口になるようなサイトがあったほうがいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

　今回地域おこし協力隊に限ってのウェブサイトを今制作中でございます。地域おこし協力隊ももちろん移住者ということになりますので、今議員からのご提案を参考にしまして、今後のウェブサイトのつくり方は検討してまいりたいと思っております。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　では、検討をよろしくお願いします。

　次の質問に行きます。次、農業のブランド化についてです。まず、農業の後継者確保のために町がどのような対策を行っているかお聞かせください。

議長　　農林課長。

農林課長　おはようございます。ご質問ありがとうございます。農業の後継者確保のため、町はどのような対策を取っているかについてお答えをしたいと思います。

　後継者について、これを担い手として捉えた考え方として答弁をさせていただきたいと思います。農業の担い手確保として最初に考えられ

るのは、土地の所有者である個々の農家ご自身と、それからその子供が担い手、後継者となることがまず基本であると考えております。これ以外の担い手としては、町内の他の農業経営者に対して農地を集積し、規模拡大による事業の継承がございます。また、町内での担い手の確保が難しい場合においては、町外の担い手からの協力をいただくことになると考えられます。

家族以外の町内外の担い手対策としては、担い手への農地集積を目的とした農地中間管理事業により、農地の貸手と借手における貸借について支援し、農地の流動化を進めております。また、新規就農の希望者に対して就農定住サポート会議を組織、これは農林課、農業委員会、企画課、普及サブセンター、ＪＡですけれども、技術の取得や各種制度のきめ細やかな支援をいたしております。このほかには、農林業部門における地域おこし協力隊の招聘事業も実施しておりまして、任期終了後４名が定住し、新たに現在３名の協力隊が活動を継続中であり、新規募集についても令和７年度も継続しております。

また、中山間地域等直接支払制度を活用した地域での活動において、地域内の農地について、地域内及び地域外からの参加により農地維持に向けた環境の整備を行い、担い手の活動支援に努めておるところでございます。

以上でございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　それでは、経営の話になりますけれども、農業の売上拡大のために町とか関係機関がどういった取組を行っているか教えてください。

議長　　農林課長。

農林課長　ありがとうございます。農業の売上拡大のために町や関係機関はどのような取組を行っているかについてお答えをさせていただきます。

現在の農業生産物の販売については、以前と比べても、その販売手法は多岐にわたっております。ＪＡを介し市場を通して行われる従来からの販売手法を取っている場合と、農業者自身が個別にＳＮＳを活用し、作り手と買手が直接交渉し販売する手法や、農産物販売サイトを活用した販売手法を取っている方もおり、農業者独自に町外の産直施設と契約をし販売をしている例もございます。

今まで行われてきた売上拡大に係る主な取組としては、例えば農産物のブランド化を目的としたリンドウのオリジナル品種の導入や、西わらびのＧＩ登録が挙げられます。また、大根の一本漬けの生産体制の構築に向けた施設の整備等も実施しております。

町としては、ＪＡをはじめとする農業関連団体との協力により、生産から流通における支援や情報交換に努めておりますし、併せてユキノチカラブランド推進による取扱いも行われているところでございます。

以上です。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。今ユキノチカラという名前が出てきましたけれども、地域ブランドのユキノチカラの活用をもっと進めていったほうがいいのかなと私も感じているところです。やっぱり西和賀が全域中山間地ということで、平場の農業みたいに大規模にやったり、特に１品種を大規模に生産するとかというのができない中で、風土を生かした作物を生産したり手間暇をかけたりといったところで付加価値をつけていかないといけないのかなというふうに感じています。例えばユキノチカラで言えば、ストーリーといいますか、どういう人が作っているのだとか、どういう場所で作っているのだということを商品の価値に転嫁して販売しているわけですけれども、ユキノチカラだけではなくて、最近だとやっぱりふるさと納税もそういう側面が出てきているのかなというふうに思っています。ふるさと納税のページとかを見れば、ただ単に商品の写真が載っていて、商品のスペックが載っていてというのではなくて、こうい

う場所でこういう人が作っていますよとか、生産されている光景はこういうものですよというのが提示されているわけです。農業分野において、さらに地域ブランドのユキノチカラとかふるさと納税の活用というのをしたほうがいいのではないかと思うのですけれども、まずは現在の活用状況について伺います。

議長　　農林課長。

農林課長　ありがとうございます。農業分野における地域ブランドユキノチカラやふるさと納税の活用状況についてお答えをさせていただきます。

地域ブランドユキノチカラやふるさと納税の活用状況につきまして、ユキノチカラブランドを主に活用している事業体はユキノチカラプロジェクト協議会の会員である13事業体が中心となっております。また、ふるさと納税の令和５年度の実績では、加工品も含めた農畜産物の取扱いとして多岐にわたります。農産物を活用した加工品となりますが、大まかな数字としては約20品目となっておりまして、約23事業体となっております。主な品目としては、加工品が中心となっておりますが、例えば乳製品、蜂蜜、わらび餅、米等とが挙げられているようでございます。

以上でございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。今加工品が中心というお話がありましたけれども、先ほど答弁いただいたみたいに農家から消費者への直販という手法が出てきている中で、加工品だけでなく、朝取りの野菜とかをそのまま送りますよとか、そういう方法も可能なのではないかなというふうに思っていますし、あといろいろな事業者が連携することによって、ユキノチカラを活用してもいいし､あるいは生産者の組合なのか、事業体なのか、いろいろあると思いますが、うちの野菜はこういう野菜だぞということでブランド化というのも進めていけるのではないかなというふうに感じています。今後のさらなる活用とかブランド化について町の考えを伺いたいです。

議長　　農林課長。

農林課長　ありがとうございます。農業分野におけるユキノチカラやふるさと納税の活用を進め、農業分野におけるブランド化に力を入れていくべきだと考えるがの問いにお答えをしたいと思います。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、主に加工品についての取扱いにより多数展開をされております。これら加工品については、西和賀産業公社をはじめとする事業体や法人組織、または個人で事業を展開している方々が生産を担っているものでございます。加工品以外の農産物においては、町内農業法人によるお米の取扱いがございます。これ以外の加工品以外の農産物の取扱いについては、現在は行われていないようでございますけれども、アスパラガスの出品を今後検討したいとの情報もございます。農産物に限ったことではありませんけれども、商品として供給する上で重要なことは、需要に対する供給体制の構築が大事であると考えられます。

また、先ほども答弁したのですけれども、例えば農産物のブランド化を目的としたリンドウのオリジナル品種の導入や西わらびのＧＩ登録が挙げられます。また、大根の一本漬けの生産体制の構築に向けた施設の整備や、販路拡大とＰＲを目的とした職員確保の支援も実施しております。

西和賀町内で生産される農産物について、町外に広く商品展開ができるような取組ができないか、関係機関との連携により今後も引き続き検討していければと考えておりました。

以上でございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。地域ブランドとか、あるいは野菜のブランド化でもそうかと思

うのですけれども、生産者の方が消費者の方とじかに触れ合う機会があったときに、そのときに自分の作っていたものがこれだけ喜ばれると思っていなかったとか、あるいはこれだけ高く売れると思っていなかったとか、価値と思っていないものが価値になるのだということをそのときに初めて認識するというような話がよく聞かれるので、町が積極的にそういう展開ができるように農家、事業者に働きかけていっていただきたいなと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

議長　　農林課長。

農林課長　ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、持続可能な取組について関係機関とか、それからいろいろな協議会、そして既存の資源をどんどん活用しながら進めていく方策を今後とも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。今農業の話でしたけれども、今度は町全体のブランド化についてです。まず、町の認知度をはかるような調査とか町を知ったきっかけについての調査というのは行われているでしょうか。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

現状私の認識では、官民含めてそのような調査が行われているということは町として把握しておりません。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。私の肌感覚ですけれども、西和賀という名前を知らなくても沢内とか湯田とかというのは認識しているという方もいらっしゃったり、あるいはさわうち病院であったり銀河ホールであったりというので認識して、町の名前は何だったかなという方もいるかと思っています。私としては、必ずしも町の名前自体を、認知を図っていくという必要はないかとは思っているのですけれども、ユキノチカラが売れるとか、それが売れることによって事業者が元気になるとか、個々の事業者が売っているものがより高く買われるようになることが一つのゴールかなと。

それを考えたときに、町の認知を上げるのか、あるいはユキノチカラとか町の産品の名前を上げるのかという話なのですが、今町のイメージというのが外から見ると、ほぼない状況なのかなと思います。要は西和賀という名前が認知されていなければ、そのイメージもないというのが現状かと。

ただ、ブランド化ということを考えたときに、名前を聞いたときに、「あっ、あれだよね」と思えるようなのがブランドであって、例えばですけれども、鯖江と聞いたときに、どこにあるか分からないけれども、眼鏡のところでしょうと、あるいは燕三条と聞いたときに、どこか分からないけれども、何か鉄工場とかあるのではないのかというふうなイメージが湧くのがブランドなのかなと。

そうしたときに、西和賀町においてはやっぱりユキノチカラと同じように雪を基軸に町全体のブランド化を図っていくべきではないかなと考えるのですけれども、町の考えはいかがでしょうか。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

まず、町全体のブランド化という今議員のご指摘のこの考え方でございますが、内外に町の魅力を発信することでイメージを高め、人、物、金を呼び込み、地域経済の活性化につなげる取組であろうと思います。いわゆるシティプロモーション、西和賀は町ですので、タウンプロモーションとでも言いましょうか、そういうものを展開していく上で、今議員ご指摘の町のブランド化という視点は非常に重要であるというふうに認識をしております。

西和賀町という名前は、岩手県内では一定の

知名度があったとしても、全国的にはやはり無名に等しい存在で、知名度、認知度はゼロと言ってもいいと思っております。まず、これが現実だということを私たちは自覚しておく必要があるのですけれども、その上で効果的なシティプロモーション、タウンプロモーションはどうあればよいのかということになりますが、例えば先ほど議員からご質問いただいた地域おこし協力隊にしても、以前から度々ご質問いただいている移住者の獲得にしても、まずは西和賀町の存在を知ってもらう必要があります。その際、キーワードといいましょうか、ＳＮＳでいうところのハッシュタグに続くワード、西和賀町にたどり着いてもらうためのきっかけだとか動機となるものが必ず必要だと思っております。そういう意味において、議員お尋ねのブランド化が非常に効果的であり、本町の場合は最もほかと差別化が図られ、認知度向上にもつながるものがまさに地域ブランドであるユキノチカラであるというふうに私は思っております。

折しもユキノチカラは、プロジェクト発足から今年で10周年という節目の年に当たっており、ここまでの成果と課題を踏まえつつ、次の10年に向けた第２ステージに立っているものと思っております。今後の展開を関係者の間で検討しながら、住民にもさらに浸透していくための取組も必要になってくるものと思っているところでございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。それでは、今後のユキノチカラなども絡めながら、どういうふうにタウンプロモーションを進めていくかという考えが出てくるかと思いますので、楽しみにしております。

次の質問に行きます。今度は、地域に関するところです。これまでも私、一般質問で地域運営組織について質問をしてきました。地域運営組織というのは、総務省の定義だと、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織となっています。

町においては、この地域運営組織を立ち上げていくために地域づくり組織に対して、地域づくり組織というのは既存の自治会とか町内会とかそれを指す言葉ですけれども、地域づくり組織に対して働きかけを行ってきたというふうに認識しています。

そこで、まず地域づくり組織による地域づくり計画策定の現状を伺いたいと思います。

議長　　総務課長。

総務課長　おはようございます。お答えしたいと思います。

地域づくり計画の策定の現状についてお答えします。町内29ある地域づくり組織の中で、現在具体的に作成に取り組んでいるのは１組織、川舟自治協議会が作成中となってございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　地域づくり計画を町のほうとしてはつくってくださいというふうに働きかけていると思うのですけれども、なかなかそれが進んでいっていないのが現状かなと思います。

川舟に関して、町のほうで認識している進み方、どういうふうになっているかというのをお聞かせ願いたいです。

議長　　総務課長。

総務課長　お答えします。

川舟自治協議会では、昨年３月、自治会総会で令和６年度の事業計画として川舟自治協議会地域づくり計画の作成を議決、その後計画作成委員会を立ち上げ、住民アンケートの実施や組織内にある３つの公民館ごとに意見交換を実施するなど、いろいろな手法を使って住民意見を聞き取りながら作成してきたとのことでございます。住民から出された様々な意見などを取りまとめて計画案にし、全戸配布して、さらに意見を聞いたところと聞いてございます。

最終案を３月、今月ですけれども、３月の自治会総会で決議する予定としており、来年度以降地域づくり計画に掲げた具体的な取組を実施に移していきたいというところであるというふうに聞いてございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　私自身も議員であり、一町民であり、上野々の住民ですので、上野々の人たちと一緒にいろいろ考えていかなければいけないと思いながらも、なかなかどこから進めたものかなと悩んでいたところなのですが、地域づくり組織と関わりながら地域運営組織を立ち上げていくに当たって特命主幹が置かれています。仕事として非常に大変な仕事だと思うので置かれていると思うのですけれども、その評価と今後について伺います。

議長　　総務課長。

総務課長　お答えします。

特命主幹には、令和２年度から５年間、町の地域づくりに取り組んでいただきました。具体的には、自治会と町、公民館と町との関わりに係る見直し案の検討を行い、見直しの考え方等を説明し、意見聴取を行いながら西和賀町地域づくり組織条例の制定と、自治会から出された意見等を参考に一括交付金制度を創設し、令和４年度から実施しております。

また、令和４年度から旧小学校区ごとに６か所の集落支援センターを設置し、集落支援員６名を新たに配置しましたが、その統括としての役割も担っていただきました。このように地域づくりの道筋を立てたところであり、これまでの業務に対し、評価してございます。

今後についてでありますが、現在の特命主幹は今年度末をもって退任する意向でありますが、一定の基盤が整えられた地域づくりについては引き続き進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。地域づくりが今後の町の未来を占う非常に重要な部分だと私も認識しているのですけれども、なので特命主幹という名前に限ることはないと思うのですけれども、特にそこを進めていかなければいけないということであれば何らかのポストがあったほうがいいのではないかなと考えます。それを既存の職員の方が担うもよしだし、外から人に来てもらうもよしだし、そういう今後特別にポストを置いたりというふうには考えていらっしゃるでしょうか。

議長　　総務課長。

総務課長　まだ人事部分については手をつけてございませんので、その辺はちょっと考えながら進めていきたいと考えてございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　分かりました。

では次、集落支援員について伺っていきます。地域づくり組織の今後を考えたときに、地域づくり組織の中だけでどうするかということを考えるのは、やはりなかなか難しいのかなと思っています。ファシリテーターという立場の人が必要になるのではないかと私は考えています。ファシリテーターというのは、中立的な立場で議論を整理し、相互理解を促しながら合意形成、問題解決を促進する人ということで、要は議論を喚起して、整理して、先に進むための役割、こういうファシリテーターが必要ではないかということに関して、まず町の考えを伺います。

議長　　総務課長。

総務課長　お答えします。

川舟自治協議会でも計画の作成は、最初ということもあり、相当苦労したというふうに聞いてございます。地域住民の多様な意見を聞き取り、計画に取り込みながら文章化していく作業等にたけたファシリテーターがいれば、計画づくりがより円滑に進むものと思われます。

地域の実態をよく理解し、住民一人一人の意見を反映した実効性のある地域づくり計画を作成することや、計画作成後の実施段階で必要な

フォローなども考えると、現時点ではその役割は集落支援員が担うことになると考えてございます。

川舟の取組の中でよかったところ、そうでなかったところなども参考にしながら進めることや、さらにスキル面などの充実を図りながら、集落支援員が地域の計画づくりを支援していくことになると思ってございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。今集落支援員に期待する部分というのも私からの質問で考えていたのですけれども、今答えていただいた部分もありながらなのですが、住民の声に耳を傾けるというのが物すごく大事なのではないかなというふうに思っています。というのも、地域の未来を考えるといったときに、住民、個人個人のやりたいこととか、将来こうなったらいいなというのがなければ、やっぱり総体としての計画というのもなかなか魂が入ってこないのではないかなと。

なので、集落支援員に対して今まで、制度始まって３年ですけれども、さらに耳を傾けるというか話をするという部分をより期待したほうがいいのではないかなと私は考えているのですけれども、その点いかがでしょうか。

議長　　総務課長。

総務課長　お答えします。

集落支援員が設置された令和４年度の１年目は、コロナによりほとんど地域活動を行うことができませんでしたが、２年目からは徐々に活動も広がり、地域の現状、実態の把握に努められるようになりました。今では地域づくり計画支援のほか、支援員独自の事業、スマートフォンやパソコン操作などのデジタル支援、あと子供の居場所づくりや外国人との交流の場づくりと地域に寄り添った活動へと広がりを見せており、地域や地域住民に頼られる場面が多くなってきてございます。

今後は、これまでの活動に加え、地域づくり計画の作成支援にさらに取り組むなど、地域の状況に応じた支援のあり方を検討し、集落支援員がその役割を十分に果たせるよう体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。

それで、集落支援員の方々も研修とか視察に行っていらっしゃるということなので、実施した視察について、その内容と本町との相違点、それから学ぶべき点等を伺いたいと思います。

議長　　総務課長。

総務課長　お答えします。

昨年10月、集落支援員は新潟県阿賀町と山形県飯豊町を訪問し、集落支援員の活動状況や、組織的な地域運営やその活動などについて視察してきました。集落支援員が東北、北陸地域の中から人口規模や少子高齢化の現状、集落支援員の配置数などから絞り込みを行い、両町を選んで視察をしてきたものでございます。地域住民の意見を取り入れた地域主体の特色ある事業や集落の維持、活性化対策に関する取組などのほか、地域の拠点としての公民館の運営体制や支援員の日々の活動などについて視察をしてきたところでございます。

支援員の感想としては、地域でカエデの樹液からメープルシロップを製品化していたり、ワラビ園を運営し収入を得るなど、発展的に継続した地域の活性化が図られているというふうに感じたとか、西和賀町と同じような人口規模、高齢化、少子化の中にあっても、地域活動が単なる行事の開催にとどまらずに、様々な工夫をしながら高度に実践されており、今後の参考になるものだったというふうに感じたとか、そういった内容の感想が寄せられております。このことから、今後の活動に参考になったものと思ってございます。この研修の成果を活動の中で地域に還元していただきたいというふうに考えてございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。

　では、次の質問に行きたいと思います。関係人口のリスト化についてです。１月17日に西和賀商工会が主催で行われていた新春講演会が銀河ホールでありました。役場からも聞きに来られていたかと思います。この中で、講師の高橋博之さんのお話がありました。雨風太陽、岩手県でかなり久々に上場した企業であり、あと農家と生産者をつなぐスマホアプリとか、あるいは出版業界初の食べ物とセットになった情報誌「東北食べる通信」、そういったのを仕掛けてきた方です。

　高橋博之氏が今政府の新しい地方経済・生活環境創生会議に有識者として参加しておられるわけですけれども、講演会の中で話されたことで関係人口をリスト化することが重要だという話がありました。これはどういうことかというと、関係人口というのが、定義はいろいろありますけれども､いろんな人が町に来ている中で、それがリスト化されていれば、その中に何らかの技能を持った人､スキルを持った人がいたり、販路を持っている人がいたり、いろいろなその先の広がりようがあるということです。私も全くそのとおりだなと感じたのですけれども、西和賀において、そういった関係人口のリスト化とか、それに類似した取組というのが行われているか、それから行われている場合どのように活用されているかというのを伺います。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

　町では、人口減少が進む状況において、縮小する地域経済や活動を持続可能なものとするため、町内に居住する住民以外にも、町外の住民や企業にも、町に関心を持って関与してもらうことは重要だと捉えており、多様な関わりをまちづくりに生かす、今議員ご紹介の関係人口の取組を西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも位置づけているところでございます。

　ご質問の取組としましては、町ではこれまでに地域づくり組織と連携し、町の出身者の情報を取りまとめて旧小学校区単位の情報誌を作成し、出身者に発送してきたところであり、約3,000人分の出身者情報を保有しております。現在では、旧小学校区の情報誌の取組を引き継ぐ形で、町の地域ブランドであるユキノチカラ新聞を出身者に送付し、定期的に町の情報をお知らせしているほか、コロナ禍においては地域間の往来が制限されていたことから、地方創生臨時交付金を活用して新米や西わらびなど地域の特産品を発送することで、コロナ禍においても相互に交流し、支え合う機運を醸成してきたところであります。

　以上です。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。今後もリスト化を進めていったほうがいいのだろうなと思っているのですけれども、リストがあったとして活用されなければ、ただのデータというか紙になってしまうわけで、活用する先を考えれば、例えばこういうものを売っていますよとかいうのが一つ分かりやすい活用先ですよね。

　それを考えたときに、現在町では地域商社の機能をつくり上げようとしているわけですけれども、地域商社が関係人口のリスト化の業務とか、その活用を進めていく役割を担うのが一番すっきりするのではないかなと感じるのですが、その点いかがでしょうか。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

　地域商社の力を借りるのがいいのではという議員のご提案でございます。現在町では地域商社事業に取り組んでおります。今この機能を実質担っておりますのが第三セクターの西和賀産業公社でございます。西和賀産業公社には、ふるさと納税等の業務も委託を行っております。ユキノチカラ新聞の発行の部分も西和賀産業公社に業務委託している中でこの取組を行ってい

ただいておりますので、今後はそういった地域商社と一体となって関係人口の取組を進めてまいりたいと思っているところでございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　分かりました。ありがとうございます。

関係人口と関わることなのですけれども、次の質問に行きます。また首相の施政方針演説の話ですが、この中でふるさと住民登録制度の有効性について検討を進めていくという話が出ていました。今まさに制度として本当に成立するのか、成立するとして、その内容をどうするのかという話になっていますけれども、地域に継続的に関わる方々が登録でき、地域づくり活動に参加する担い手となっていただけるふるさと住民登録制度等の有効性について検討を行っていくというふうに首相が話しています。このふるさと住民登録制度について、町としてどのように現状捉えているか教えてください。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

ふるさと住民登録制度というのは、地域に継続的に関わる関係人口を増やすため、居住地以外の自治体にふるさと住民として登録できる制度であり、議員ご紹介の石破首相の肝煎りで設置されました新しい地方経済・生活環境創生会議において、この会議の委員でもある、議員からご紹介ありました株式会社雨風太陽の高橋博之氏から提案され、１月24日の石破首相の施政方針演説での言及につながったものと承知をしているところであります。

この制度についての町としての捉え方でありますけれども、単に関係人口や人材確保という観点にとどまらず、一部の報道によりますと将来的には住民税の分割納付ですとか普通交付税の算定にも組み込まれる可能性にまで触れられております。本町としましても、非常に関心を強めているところであります。今後の政府における検討経過を注意深く見守っていきたいと思っております。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ぜひ注意深く見ていただいて、機を逃さず飛びついていただければなと思います。

次の質問に行きます。公務員の働き方についてです。また首相の施政方針演説の話になるのですけれども、この中で地方公務員の兼業、副業の弾力化、それから会計年度任用職員のあり方の見直し等にも言及がありました。それで、これまでも兼業というのは一部認められてきたわけですけれども、最近特に非営利セクター、ＮＰＯとか一般社団法人とか、そういうところでもっと働けるようにしたりとか、そういう動きがあります。非営利セクターに限らず、いわゆる民間のやるような事業に関しても一部認める動きもあります。例えばここ数年の関連するようなメディアの記事、見出しだけ紹介すると、「公務員の〝副業解禁〟自治体にもジワリ　神戸市、奈良・生駒市で基準明確化」、あるいは「サクランボ農家が人手奪い合う山形県、公務員が「副業」で収穫…時給1200円」、「北海道職員、観光業の副業「解禁」　後志振興局　ニセコの人手不足対策」、「山梨県、地域に役立つ副業ＯＫに…人手不足背景、農家手伝い、部活指導員など」というふうに、あちこちでこういう取組が行われつつあります。

本町でも事業者、事業所の減少とか労働力不足という問題があります。それから、役場での仕事、病院での仕事のほかにも働きがいとか生きがいを感じられることがあるのであれば、副業に精を出してもらうのもいいと思います。公務員の兼業とか副業の弾力化を図るべきだと考えているのですけれども、町の考えは現状どういったものでしょうか。

議長　　総務課長。

総務課長　お答えします。

本町においても、公務員の兼業、副業については国の動向や他自治体の事例を注視しながら、適切な対応を検討していく必要があると考えてございます。現在地方公務員法に基づき、営利

企業への従事は原則禁止されておりますが、地域貢献や社会的意義のある活動については、許可の下で兼業、副業を認める動きが広がっていることも承知してございます。

今後も職員が働きやすく、かつ住民サービスの向上につながる仕組みについて慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ぜひ検討を進めていっていただきたいと思います。

公務員の今副業の話を最初にしましたけれども、公務員としての働き方についても考え直していかなければいけないのではないかなと私、問題意識として感じていまして、例えば役場であれば、早ければ３年ぐらいで異動したりというのがある中で、自分がこの仕事、すごく好きだなと、この職種すごく好きだな、こういう分野、すごく好きだなと思ったことが、なかなかずーっと続けられる環境ではないと。もちろんそれを承知で役場に応募して公務員になったということだと思うのですけれども、それを例えば副業で、そういう分野にＮＰＯを立ち上げて関わるということも一つの手だとは思うのですけれども、役場で何かプロジェクトが動くというときに、そこに関係ない課からでも例えば手を挙げたら参加できるとか、オブザーバーとしてどういう話になっているか聞きに行けるとか、そういう体制をつくることが職員本人のやりがいとかやる気にもつながるし、あるいは町全体としてもよりよい未来につながるのではないかなと思うのですけれども、町としての考えはいかがでしょうか。

議長　　総務課長。

総務課長　お答えします。

職員が自身の経験や関心を生かしながら能力を発揮できる環境づくりは、議員ご指摘のとおり重要だと認識してございます。

町では、職員の意向調査を定期的に実施し、適材適所の人事配置や研修制度の充実に努めてございます。

今後は、公務員の兼業、副業の弾力化の動向を踏まえながら、職員の職業能力の形成、キャリア形成について研究を進めてまいりたいと考えてございます。また、業務のＤＸ化など柔軟な働き方を推進し、職員のモチベーション向上と行政サービスの質の向上を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　すぐにああしろ、こうしろと言うつもりではないのですけれども、最近の企業だと何々課とかというのではなく××グループみたいな、より大きいグループの中で何かやるというときに、その都度人を集めるような形式で仕事が進んでいったりというふうな企業とかもあります。なので、可能であれば、そういう民間企業の進め方とかも一度見ていただきたいなというふうに考えるのですけれども、そういう視察とか、あるいは視察に行くまでもなく調べてみるとかということをやっていただきたいなと思いますが、いかがですか。

議長　　総務課長。

総務課長　お答えします。

先ほども答弁申し上げましたけれども、いろいろ研究はしていきたいと思ってございますので、取りあえずは分かる部分で、いろいろインターネットであったり情報はありますので、そういったところから進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　分かりました。よろしくお願いします。

では、次に行きます。教育に関する行政と住民のコミュニケーションについてです。現在町では保育所、保育園、それから小中学校のあり方に関して、未来を左右する議論が進んでいるところです。住民から意見を聞きたいというふうなのは、教育に限らず行政の考えるところだとは思うのですけれども、教育のあり方というのが今社会情勢に影響されて物すごく大きく変

わっている過渡期なのかなと思っています。

教育長が以前住民への説明会で出された資料の中とかには、世の中の情勢というのがすごく移ろいやすい中で、考える力を身につけさせたいとか、自分で学習する力を身につけさせたいという話も書かれていましたけれども、住民の声を聞くためにも、まずは今社会情勢がこうなっているのですよと、それでそれを受けて町としてはこういう教育をしたいのですよと、そういうこっちの考えを先に伝えて、それへのリアクションとかというので拾い上げていかないと、なかなか声が出てこないとか議論がかみ合わないということになるのかなというふうに感じています。

なので、コミュニケーションをより密に取るためにも、教育委員会の皆さん、学務課の皆さん、非常に忙しいのは承知の上なので、そういう人員を新たに配置するなり、ポストを設置するなりという対処をしたほうがいいのではないかなと感じています。いかがでしょうか。

議長　　教育長。

教育長　その件については、私のほうから答弁させていただきます。

教育に関する行政と住民のコミュニケーションについてお答えしたいと思います。議員ご指摘のとおり、今後の保育所、それから小中学校のあり方を進めるに当たり、教育の現状、社会情勢も含めてなのですけれども、それの考え方などを伝えることが本当にとても大切なことだということは十分認識しているつもりです。

そこで、その取組の一つとして令和７年度、特に小学校のほうにですけれども、ＰＴＡ総会には行こうかと思って今計画を立てているところです。先ほどお話があった内容等につきまして、それから新たな情報があればそれも加えて、こうしていきたいということを多く集まる総会等や、改めて私たちが集めるのは大変なのですけれども、そういうところには行けるだろうということで、今ちょっと進めているところです。

それで、その中で、地域説明会の冒頭で説明したとおり、目指したい教育の行政の内容等については共有していきたいと思いますし、考えていることについて討論をお願いしたいというような形で進めていきたいなと思っています。

ご質問は、よりよい教育環境づくりのためにも、もっと行政と住民がよりコミュニケーションを取れるように、教育面でのコーディネーター的な人材の配置が必要であるという内容と捉えておりますが、今後の教育環境づくりを議論していく上では配置はとても望ましいことだと思います。ただ、ふさわしい人材を確保できるかとか、財政面での手だてとしては課題もたくさんあるかと考えております。まず、配置目的や課題等を整理しつつ、今後の教育行政推進の検討の中でどうあるべきかを考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　私もふさわしい人がいたら、アンテナを立てておきたいと思います。

最後の質問です。獣害対策についてですが、町のＬＩＮＥ公式アカウントの運用が開始されました。私、これまで獣害対策について、住民から被害の報告とかというのを例えばＬＩＮＥなどで行えないかという話をさせていただいておりましたけれども、獣害対策への活用というのを考えられているか教えてください。

議長　　農林課長。

農林課長　ありがとうございます。町のＬＩＮＥ公式アカウントの運用を開始したということで、獣害対策への活用は考えられているかについてお答えをしたいと思います。

現在町のＬＩＮＥ公式アカウントの運用開始に伴い、獣害対策への活用についても検討を進めております。具体的には、住民の皆様が鳥獣を目撃または被害が発生した際に、町のＬＩＮＥ公式アカウントを活用して簡単に状況報告ができるシステムの導入を想定しております。こ

のような仕組みを導入することで体系的に情報を収集し、迅速な現場対応や業務に係る負担軽減が可能になると考えております。

また、収集した情報をリアルタイムに住民の皆様に共有することで人身被害の低減にもつながると考えます。加えて収集した情報を地理情報システム、ＧＩＳと連携することで、鳥獣の出没状況や被害の発生傾向を可視化、分析し、より効果的な獣害対策を講じることができるのではないかと考えております。

今後運用方法や具体的な仕組みについて検討を進め、獣害対策の強化に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。検討を進めていっていただきたいなというのと、もう一つは獣害対策というのが町単独で終わるものではないというか、例えばうちの町であれば雫石と隣接していますし、金ケ崎が南にあってということで、県とかで取りまとめてくれるのが一番効果的なのではないかなと私的には思うのです。なので、位置情報の収集とか、そういう対策に関して県のほうで予算をつくってくれないかなと思ったりはするのですが、現状としてはないかというのと、ない場合に町から働きかけていくことは考えられるかというのを教えていただけますか。

議長　　農林課長。

農林課長　お答えいたします。

現状では、そういったものはちょっとないです。新聞ですとかネットの中ではあるのですけれども、公式なものはちょっとないような状況でありますので、そういったものを導入していただけるように要望をしていきたいと考えております。

議長　　唐仁原俊博君。

６番　　今ちょうど農林課にいる地域おこし協力隊の方が、前職がプログラミングができるエンジニアということだったので、ぜひそういう方がいるうちに活用を進めたり、形にしたりというふうにしていただきたいと思います。

私の質問、今日は以上で終わります。ありがとうございました。

議長　　以上で唐仁原俊博君の一般質問を終結します。

ここで11時15分まで休憩します。

午前１１時０５分　休　　憩

午前１１時１５分　再　　開

議長　　休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順２番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

１１番　おはようございます。

初めに、大船渡市で大火災が発生したことに関して、本当に関係者の皆さんに心よりお見舞い申し上げますとともに、火災の恐ろしさを、本当にテレビ見て私自身もすごくショックでした。私を含めて町民の皆様には、火の取扱いにやっぱり十分気をつけていただけるようお願いを申し上げながら質問に入りたいと思います。今回２点についてお伺いいたします。

初めに、人手不足対策についてお伺いいたします。西和賀町において少子高齢化が加速し、労働人口の減少、働き手の希望する職種の偏りによる人材の減少により、人手不足がこれまで以上に深刻化しています。広い範囲での産業、職業を継続させるために人手不足の現状を捉え、機械化やＩＣＴの活用を取り入れ、早急に対策を取るべきと考えますが、町、各課の分野における状況についてお伺いいたします。

１番として、全国的に公務員不足が大きな問題となっているが、全庁的な最近の職員採用における応募、採用状況の傾向や職種による違いの観点も含め、その実態はどのようになっているのかお伺いいたします。

議長　　内記町長。

町長　　ただいまのご質問につきましては、担当

課長から答弁します。

議長　　総務課長。

総務課長　お答えします。

初めに、町の職員採用試験についてでありますが、令和２年度までは年に１度、９月の統一試験日に試験を実施しておりましたが、年々応募者が減少し、令和２年度の一般事務職では受験者が２人のみとなってしまいました。そこで、令和３年度からは独自の取組として、前期、後期の年２回試験を実施する形に見直し、試験内容についても従来の公務員試験に代えて総合適性検査を導入しております。これにより、見直し後の一般事務職の受験者数は20人前後となってございます。

採用については、定員管理計画に基づいて行っております。ただし、中途退職者が出ることもございますので、その場合は欠員の補充についても考慮しながら採用を進めているところでございます。

次に、職種別の応募状況についてでございますけれども、一般事務職の受験者は、先ほど述べましたように20人前後となっておりますが、専門職や医療関係の募集に対する応募者が少なく、採用に苦慮しているのが現状でございます。このため、前期、後期試験に加えて追加募集などを行いながら対応しているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長　　刈田敏君。

１１番　試験内容が総合試験ということに変わったようですけれども、簡単にご説明お願いします。

議長　　総務課長。

総務課長　お答えします。

総合適性検査というのは、よくＳＰＩ試験というふうに言われますけれども、公務員採用試験の総合適性検査、ＳＰＩ試験は、受験者の能力や適性を総合的に評価するための試験ということになります。公務員試験においても、近年はこの総合適性検査試験を導入する自治体が増えてきてございます。

試験内容は、２つの分野で構成されていまして、１つは能力検査として、受験者の基礎的な知的能力をはかる試験、あと文章の読解力や、言葉の知識の問題や、数的処理能力や、論理的思考力をはかる問題が出題されます。

２つ目は、性格検査ということになります。受験者の価値観や行動の特徴、職務への特性を評価するための検査という形になってございます。

以上でございます。

議長　　刈田敏君。

１１番　次に移ります。それでは、職員の人材確保のための対応策についての考え方をお伺いいたします。

議長　　総務課長。

総務課長　お答えいたします。

今年度は、市町村における人材確保を目的とした県主催の岩手県内市町村職員合同セミナーというのに参加し、人材確保に取り組んでまいりました。来年度も開催予定と聞いてございますので、引き続き参加し、人材確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、職員採用試験の採用の対応についてでございますけれども、前期、後期試験というのは継続して実施してまいりますが、一部変更、改善を加えてございます。具体的には応募期間を前倒しし、３月から募集を開始しております。さらに、前期日程は応募者が採用日を選べる形にしていまして、令和７年８月１日採用、９月１日採用、10月１日採用、あと令和８年４月１日からそれぞれ選択できる形で募集を行ってございます。医療職についても同様なスケジュールで募集を行ってございます。

この見直しによって、できるだけ早く町の職員として働きたいという希望に応えるとともに、ほかの自治体、市町村よりも早期に人材を確保できるものというふうに考えてございます。

議長　　刈田敏君。

１１番　職員の人材確保ということもありますけれども、ただ単に人材を集めるというものだけではなかなか大変だと思いますけれども、その中でやはり職場のモチベーションを上げる対策とか、環境の改善の対策、それから業務の効率化等あると思いますけれども、その点についても十分考えていると思いますけれども、その辺はどのように対策しているところでしょうか。

議長　　内記町長。

町長　　お答えいたします。

まさにいろいろな手続であったり、そういうものの改善等は今いろいろお話しさせていただいた点でございますけれども、一番はやはり西和賀町で仕事をしたいというような状況をよりつくっていくことが大事であろうというふうに思っております。

そういう点では、大きくは町のまちづくりで魅力を高めていくという点と、あと役場の仕事については、やはりそこで働きがいが持てるような状況をつくっていくということが大事であると考えております。特に若手職員等を通じて、そのやりがいをいかに発揮してもらえるかというような点で、私も就任以来、そういう世代との意見交換会、研修会を持っていたりとか、あるいは挑戦してみたいことであったりとか、できるだけそういう提案であったりに応えながら、そういう状況をつくってまいりたいと思っております。そういうものを通じながら、西和賀町を目指す人の確保につなげていきたいというふうに考えております。

議長　　刈田敏君。

１１番　町長は、以前よりそういう対話を取りながら新人職員とのそういうコミュニケーションを取っているということでしたけれども、状況的にはやはり課題等あるのかなと思いますけれども、その辺はしっかり取り組んできているのか、その辺をお伺いいたします。

議長　　内記町長。

町長　　その辺、仕事をしていく上でいろいろ悩みであったりとか抱えている課題等あると思います。その辺については、できるだけコミュニケーション、あるいはいろいろ相談できるような状況をつくりながら取り組んでいるというふうに思っておりますし、課題があれば、そこを引き続き改善等に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長　　刈田敏君。

１１番　それでは、次の質問に入ります。建設水道課で所管する分野、これについては除雪のことでありますけれども、これについてお伺いします。

令和６年度の直営除雪作業員の雇用に当たり、応募者数と雇用数はどのようになっているのかお伺いいたします。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

直営除雪作業員の雇用についてということでございます。令和６年度除雪作業員について、募集の周知につきましては広報紙と町のホームページ、ハローワークに加え、昨年度採用の方々にも案内を行っております。応募者数につきましては37人、うち採用者34人となっており、そのほか地域おこし協力隊員２名と道路維持作業員など３人を加え、合計39人の状況で除雪作業を行っているところでございます。

議長　　刈田敏君。

１１番　今除雪作業員として、直営の分では39人ということであります。後の質問にもなるわけですけれども、これまでだとやっぱり直営だけで、平成26年からずっと資料等を見てきましたけれども、50人とか、あとは若干、四十何人とか45人とかになってきていますけれども、39人というのは、西和賀町の要である除雪作業員が、やっぱりこの先のことを考えると非常に大変になるのかなというような感じはしております。

そこで、次の質問に入りますけれども、採用

した作業員の年代別、10代刻みということでありますけれども、この状況というのはどのようになっているのかお伺いします。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　令和６年度雇用の除雪作業員の年代別の構成についてでございます。30歳代につきましては３人、全体に対する割合としては7.7％、同じく40歳代８人、20.5％、50歳代も同じく８人で20.5％、60歳代が14人で35.9％、70歳代が６人で15.4％となっておりまして、60歳以上につきましては20人で51.2％と高齢化率が非常に高くなっているという状況でございます。

議長　　刈田敏君。

１１番　やはりなかなか若い人たちの、いわゆるいろんな職場でもそうだと思うのですけれども、この除雪に関しても30代で３人ということであります。長期的に考えて、やっぱりその辺りをうまく回していかないといけないのかなとも思っております。

　見込みとしては、この点もぜひとも増やしていくような対策も必要かなと思っておりますけれども、次の質問に行きますけれども、直営作業員の確保が十分にできていない状況が除雪路線を民間委託せざるを得ない大きな原因だと認識しています。民間委託したことによる地域、町民からの評価というのはどのようなものかお伺いいたします。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　除排雪業務委託に関しまして、直接地域や町民から評価をいただいているといったことはございませんが、令和４年度からの業務委託に対し、受託業者などからの聞き取りや苦情などについて取りまとめを行っております。直営除雪との評価と比べ、基本的には遜色のないものだと考えてはおります。特に苦情などに関しましても、除雪作業は町全体の効率化と統一した作業工法を取っておりますので、一部個別的な案件によるものや大雪による作業の遅れなどに対して苦情はございますが、これについても直営除雪と変わりはない状況でございます。

議長　　刈田敏君。

１１番　次の質問にも関連していくとは思うのですけれども、今の質問について、この費用についてもかなり以前より、前年度においてもやはり費用がかかるというようなお話でありましたけれども、それは同じようなレベルで来ているのか。やっぱり作業員の人件費等も上がっていますけれども、費用についての大体の今の動向というのはどのようなものになっているのかお伺いいたします。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　経費的な部分について、詳細な数値は今ちょっと手元にはございませんが、直営除雪であれば人件費、賃金、現在は給与、会計年度任用職員としての給与や社会保険料等々といった部分というふうになりますが、一方で除排雪業務を委託するということになれば事業者の方々の請負ということになりますので、当然のことながら経費算定については決まった人件費の単価表、もしくはさらに企業としての収益として考えられるべき諸経費などがございます。

　ただ、町の場合の委託に関しましては、一般の経費よりはかなり安価に抑えた設定とさせていただいておりましたので、そういった部分では多少なりとも経費削減にはつながっているのかなというふうには思いますが、直接の直営除雪と比べましてはやはり高額なものというふうになっているのは間違いないところでございます。

議長　　刈田敏君。

１１番　多少かかっても、ある程度の線はやっぱりきちっと守っていかなければいけないと思います。その点で、やっぱり町としてもこの財源をどうにか現状と、またより確保していくような対策も必要かと思います。やはりそれぞれのところに働きかけていくとか、財源の分で。そのようなことを今後考えているのか、その点をお伺いいたします。財源の確保についてです。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　一般的に通常財源としてというのは、なかなかちょっと難しいところもありますけれども、今年度におきましても、去年もそうだったわけですけれども、除雪経費に対して国の補助などがございますので、そういった部分については現在町長が雪対策協議会の県の副会長もやっておりまして、私とともに国交省、もしくは総務省に要望活動も行っております。現在確定ではないのですが、今年度の降雪状況におきましても国の補助金の交付が見込まれておりますので、そういった部分では継続的に町単位だけではなくて、各協議会等の団体も含めながら要望活動も継続してやっていきたいというふうに考えております。

議長　　刈田敏君。

１１番　やはり国会の中ででも、今回大雪のためのそういう予算的なお話もしておりましたけれども、西和賀町にとってはやっぱり雪というものといかに対峙していくかということが重要だと思います。これまで以上のやっぱり働きかけを全庁挙げていくことも必要かとは思いますけれども、その辺の考え方はいかがなものでしょうか。

議長　　内記町長。

町長　　なかなか自前の予算というのは厳しい中にありまして、そういう国、県等の支援というものが必要で、そういう働きかけをしていることにつきましては担当課長からお答えした点であります。

　要望を他の地域の積雪地帯と連携をしてさせていただいている中では、国のほうにおいてやっぱり大変だなというような思いはかなりしていただいているような状況かと思います。そういうような実情をしっかり伝えるとともに、より除雪のあり方を工夫しながら、より支援していただいて、効果が出るような自分たちの取組をしつつ、そういう支援をより求めるような動きを引き続きさせていただきたいというふうに考えております。

議長　　刈田敏君。

１１番　やはりお金がないということが非常に大変なことにつながっていくのかなと思いますけれども、反面、直営の職員に対してもやっぱり賃金または手当を上げるようなこともある意味必要になるのではないかと思いますけれども、その辺の考えというものはあるのでしょうか。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　過去と違いまして、現在は会計年度任用職員ということで採用させていただいているところではございます。当時会計年度任用職員としての給与算定については、適正なものとして移行されたというふうに聞いておるところでございますが、議員おっしゃるとおり、現在の状況を踏まえまして給与もしくは福利厚生に関しましては、改めて常に研究、検討が必要だろうというふうに考えておるところでございます。

　担当者にも、私のほうからも指示を出しておるところではございますが、現状を打破するためにはある程度の給与改正についても内部的な検討を進めたほうがいいということを話しているところでございまして、それにつきましては積極的に進めて考えていきたいというふうに考えております。

議長　　刈田敏君。

１１番　やはり仕事の面からしても大変だなと思いますし、除雪作業員にとどまらなくても、全体としても気持ち的に少しでも上がるということはやっぱり次につながるものかと思いますので、ぜひとも検討していただければと思います。

　そして、町として直営作業員の雇用と民間の違いをどのように評価し、今後の方針をどのように考えているのかをお伺いいたします。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　業務委託につきましては、今年度で３シーズン目となっております。業務もかなり慣れてきていただいているものというふうに

考えておるところでございます。また、業務委託基地や路線に関しましても、地域の実情に応じ柔軟な対応ができるよう、それぞれの事業者で工夫を凝らしていただいており、民間への業務委託の効果はあるものというふうに捉えております。

今後の方針につきましては、さらに業務委託などができる基地について可能性があるというふうに考えておりますので、検討も進めてまいりたいというふうに考えております。

議長　　刈田敏君。

１１番　状況を見て、業者的には可能なことなのでしょうか、その辺をちょっとお伺いします。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　業務委託に関しましては、県とも協議なども進めております。そういった中で、あとは事業者の受け手の問題もございまして、現在受けていただいている事業者に関しましては、いきなり入札等々ということではなくて、事前調査を行った上で、受け手があるといった場合に関して内容を詰めさせていただいた上で最終的な業務委託を行っているところでございます。そういったことも含めまして全体的な調整と、あとは先ほどから経費の話も出ておりますけれども、経費の負担もしっかり予算措置の中で検討が必要だろうというふうに考えておるところで、そういった総合的な部分で進めさせていただきたいなというふうには考えておるところで、検討を進めてまいります。

議長　　刈田敏君。

１１番　今後除雪作業員を確保するために現在取り組んでいることとは何なのか。

それと、さらに今後の予定として、新たな取組としてどのようなことを考えているのかをお伺いいたします。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　除雪作業員のさらなる確保対策についてといったことでございます。現在２名の地域おこし協力隊員が夏季業務とは別に、冬期間においても除雪業務を行っていただいているところではありますが、現在町内のみで必要人員を確保することは非常に難しい状況というふうになっております。そういった意味から、町外、県外からも広く人材を求めていくことが必要であるというふうに考えてもおります。

現在行っている事業では、除雪オペレーターの業務内容などを紹介するため、特に若年者への周知方法としてＳＮＳを活用したＰＲを行っております。昨年度からは、除雪作業を主業務とした地域おこし協力隊員の募集も行っておりますが、問合せはあるものの残念ながら就業に至ってはおりません。引き続き粘り強く募集を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、新たな視点といたしましては、町内での採用活動について、除雪事業につきましては長らく男性の職場であるという雰囲気になっております。現在も男性に限って雇用を条件としているものではないといったことでございますので、今後は女性が活躍できる可能性も視野に入れ検討すべきだろうというふうに考えております。ただ、基地内の休憩スペースやトイレ環境などに整備の課題がありますので、同時進行で併せて検討が必要だろうというふうに考えておるところでございます。

議長　　刈田敏君。

１１番　成果が今のところまだないというようなお話でしたけれども、ＳＮＳ等でもかなり見る機会もというか、頻繁に出てきているので、内容的にはいいのかなと思いますけれども、もうちょっと工夫しながら、さらに進めていただければと思います。

いずれ除雪に関しては、本当に仕事に行く、西和賀に住んでいる人にとっては仕事に左右する大きなところですので、これはきちっとした財源の確保と、それから人員確保は、やっぱり５年、10年先を見据えながら進めていっていただければと思います。

次、観光商工課のほうに移りたいと思います。

観光商工課で所管する分野として、観光商工課の事務事業として所管する町内事業所への人手不足対策として、町はこれまでどのような施策を取ってきたのかお伺いいたします。

議長　　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

現下の厳しい雇用情勢の中で、若年就職希望者の早期就職と町内への定住を促進するため、町内事業所へ就職した満15歳以上35歳未満の者を対象とする住居費、光熱水費及び燃料費を対象経費とする補助、雇用事業主を対象とする賃金等のうち基本給及び社会保険料事業主負担分への補助を行っております。

また、新たな外国人材の受入れにより共生社会の実現及び町内の産業振興に資するため、受入れを行う事業主への補助を行っております。そのほか商工関係団体と連携した事業承継相談会や個別訪問などを実施しているところです。

以上です。

議長　　刈田敏君。

１１番　ただいま外国人の人材ということもありました。事業所に対する現在の補助の内容について、少しお伺いします。

議長　　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

事業といたしましては、外国人材受入企業等支援事業というものでございまして、町内に事業所を有し、外国人材を受け入れる受入れ企業等のうち、町税、その他のそういう債務等を滞納していないというような場合ですけれども、外国人材の受入れ１人につき定額10万円を補助するという内容となっております。

以上です。

議長　　刈田敏君。

１１番　観光商工課以外でも、やはり外国人はいろいろ雇用しているところもある、それはそれなりの事業所の責任において、まずやっているわけですけれども、なかなかやっぱりその経費というものが大変だなと思っております。やはり幾らかでも緩和できるような対策等、共通して住む場所とか、そういう環境を整えておく、そういうことも必要になってくるのだろうと思いますけれども、外国人受入れに対するお金だけでない分の住宅の貸出しと、住宅を利用できるような環境整備ということに関しては考えはあるのか、その辺をお伺いいたします。

議長　　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

まず、外国人の居住、事業所というか、そういう就職の関係で受け入れた人材につきましての住居ですけれども、まず基本はその事業所が準備するような部分であるというふうには考えますが、過去には旧教員住宅等の空き状況によって活用をしていただいているというような事例もありますので、まず基本は事業所としながらも、そういうような状況も確認しながら、適用できるような部分であれば、そういうような対応も考えていきたいというふうには思います。

以上です。

議長　　刈田敏君。

１１番　やはりぜひともその辺は考えていっていただければと思います。やはりかなりの負担を被っているところがあるように聞いております。

それでは、この施策、今いろいろ観光商工課で行われてきた施策を町としてどのように評価して次に生かそうとしているのかお伺いいたします。

議長　　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

まず、地域内だけでは不足する人材を確保する取組として、創業や就業の促進に一定の効果があったというふうに捉えております。さらなる人材確保による商工業の振興、町の活性化を目指し、事業者への支援制度の周知、仕事を含めた魅力ある町の暮らしの発信強化、関係人口へつながる交流人口の確保に向けた事業内容の充実など移住定住施策と連携した取組をまず推進したいというふうに考えています。

以上です。

議長　　刈田敏君。

１１番　ぜひともその辺を進めていただければと思います。

次に移ります。それでは、健康福祉課で所管する分野について、町内医療機関、福祉事業所への人手不足対策として、町はこれまでどのような施策を行ってきたのかお伺いいたします。

議長　　健康福祉課長。

健康福祉課長　健康福祉課で行っている施策についてお答えします。

まず、医療機関への人手不足対策としましては、町立西和賀さわうち病院において医療に従事する医師の確保を図ることを目的として実施している医師養成事業、また町内の医療業務に従事する薬剤師、看護師及び臨床工学技士の確保を図ることを目的として実施している医療従事者養成事業を行っております。どちらも奨学金の貸与を行うもので、医師免許、資格免許取得後、さわうち病院または町内の医療機関に従事した期間に応じ、奨学金の償還を免除するものです。

介護や福祉事業所への人手不足対策としましては、岩手県介護従事者確保事業費補助金を活用して介護や福祉の仕事の理解促進を目的に介護福祉政策事業を実施しております。介護福祉政策事業では、小学校や中学校、高等学校へ町内の介護福祉事業所の職員などの講師を派遣し、寸劇や介護福祉事業者の職員とのフリートークなどを通じて介護や福祉の魅力を伝える講座を実施しております。

また、奨学金返還支援制度を創設し、介護や福祉事業所で働く人材を確保するため、従事者が返還している奨学金の一部を補助しているところです。

令和６年度からの取組としまして、介護人材確保を目的に、町内の介護施設に勤務し、３年目に国家資格である介護福祉士の資格取得を目指す地域おこし協力隊を募集したところです。

議長　　刈田敏君。

１１番　その施策を町としてどのように評価し、次に生かそうとしているのかお伺いいたします。

議長　　健康福祉課長。

健康福祉課長　施策への評価及び今後についてお答えいたします。

医師養成事業、医療従事者養成事業への応募は少ない状況にはありますが、資格取得後はさわうち病院に勤務していただき、義務履行の勤務年数を終えた後も継続して勤務していただいている状況から、一定の効果があると考えております。

また、介護福祉政策事業については、実施後のアンケート結果からも、各年代によって捉え方や感じ方は異なりますが、福祉や介護の仕事を理解していただいており、継続して実施することに意義があると考えております。

奨学金返還支援制度では、令和６年度も３件の申込みをいただいておりますので、一定の効果はあるものと考えております。

地域おこし協力隊招聘事業については、残念ながら応募までは至っておりませんが、引き続き協力隊の所管担当課と連携し、応募につながるよう取組を進めてまいります。

今後につきましては、これまで取り組んできた施策を活用していただける人を増やしていけるよう引き続き周知を図るとともに、他市町村で実施している人材確保の取組などをヒントに、介護や福祉事業所の方々の声を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

議長　　刈田敏君。

１１番　協力隊を除いて、まず今までは成果があるということですので、さらにこれを伸ばしていけるように進めていただければと思います。

次に、農林課で所管する分野についてお伺いいたします。先ほど同僚議員が担い手についてもお伺いしておりましたけれども、具体的なところで、農業では高齢化、若者の農業離れによる人手不足がさらに深刻化しています。これま

で農地集積、大規模化を進めてきているが、その現状はどうなっているのかお伺いいたします。

議長　　農林課長。

農林課長　ありがとうございます。農地集約、大規模化の現状についてお答えをしたいと思います。

町では、担い手への農地集積、特に10ヘクタール規模以上の経営体の育成を進めてまいりました。水田経営面積ですが、平成23年度は10ヘクタール以上の経営体が14経営体、総面積288ヘクタール、水田面積に占める割合が17.9%だったのが、令和３年度は10ヘクタール以上の経営体が26経営体、総面積728ヘクタール、水田面積に占める割合が46.1%と大幅に伸びております。

以上でございます。

議長　　刈田敏君。

１１番　農地集約、大規模化に係る全町的な取組状況はどうなっているのかお伺いいたします。

議長　　農林課長。

農林課長　お答えいたします。

農地集約、大規模化に係る全町的な取組状況についてお答えをいたしたいと思います。西和賀町では、独自に農業担い手支援員を配置し、地域の農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんと協力しながら、小規模農家及び大規模農家それぞれに対して農地の集積、集約を進めており、その結果として農地集積が難しいと言われる中山間地域の市町村の中では上位の集積率となっておるものでございます。

以上です。

議長　　刈田敏君。

１１番　その状況をどのように評価し、次に生かそうとしているのかお伺いいたします。

議長　　農林課長。

農林課長　お答えいたします。

状況をどのように評価し、次に生かそうとしているかについてお答えをいたします。平成23年度の転作面積は、大豆55ヘクタール、ソバ11ヘクタールだったのが、令和６年度は大豆61ヘクタール、ソバ219ヘクタールと本町の重要品目に育っております。これは、担い手への農地集積により牧草等低利用の状況から大豆、ソバへの転換が行われたことを示しており、評価されるものと考えております。

今後水田活用交付金等、農業政策の見直しにより、現在が転換期と考えておりますが、今年度中に策定する地域計画を活用しながら、担い手への農地の面的な集約を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長　　刈田敏君。

１１番　集約面積は増えているということですけれども、これは次のステップというか、６次化に進めるようなこともぜひとも必要になってくるのだと思いますけれども、その辺の考えは持っているのか、その辺をお伺いいたします。

議長　　農林課長。

農林課長　お答えをいたしたいと思います。

議員おっしゃっているとおりだと思うのですけれども、いずれこういった生産物について有効に利用していくと、活用していく手だてとしての６次産業化というのは当然やはり進めていかなければならないので、今後も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長　　刈田敏君。

１１番　人手不足、後継者不足という事象に対し、町はこれまでどのような施策を行ってきたのかお伺いいたします。

議長　　農林課長。

農林課長　お答えいたします。

人手不足、後継者不足に対し、どのような施策を行ってきたかについてお答えをいたします。現在は休止しておりますけれども、農業塾の開催を農業振興センターに委託して、農業を目指す方や若手農業者に対して農業技術や経営の指導を行ってきており、21名が受講して12名が農

業に携わっております。

また、新規就農者の希望者に対して就農定住サポート会議を組織して、技術の習得や各種制度のきめ細やかな支援をしております。

さらに、地域おこし協力隊を農林業部門で募集し、７名が任期を終え、４名が農林業に関わっているほか、現在３名の協力隊員が活動を継続中となっております。また、農林業部門以外の協力隊で活動していた隊員で、現在農林業に携わっている方もおられます。令和７年度は、新規で３名を募集しておるということでございます。

以上でございます。

議長　　刈田敏君。

１１番　農業分でちょっと終わってしまいたいと思いますけれども、農業塾に関して成果は出ていたということですが、現状どのようになっているのかお伺いいたします。

議長　　農林課長。

農林課長　農業塾についてお答えをしたいと思います。

農業塾については、先ほども答弁したのですけれども、現在はちょっと休止している状況にございます。ただ、これについては利用したいという要望等あれば検討して対応していければと考えておりました。

以上です。

議長　　刈田敏君。

１１番　その施策を町として今後どのように評価し、次に生かそうとしているのかをお伺いいたします。

議長　　農林課長。

農林課長　お答えをしたいと思います。

町としてどのように評価し、次に生かそうとしているかについてお答えをしたいと思います。町独自の農業塾への取組や他市町村に先駆けた地域おこし協力隊の募集は成果があったものと考えております。

現在の農政は、先行きが見えずに困惑しているところがありますが、方向的には大規模化と個性のある農業経営が求められます。どちらの場合も作って終わりの農業から加工、販売までが必要であり、人材育成についても新たな視点で行っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

議長　　刈田敏君。

１１番　いろいろな施策の中でやろうとする分に関しては、万全とは言いませんけれども、ある程度体制は取れているということであります。これに対して、いかに担い手、そして人を集めるかというのが課題なのかなと思いますけれども、その辺も加えながら、第１次産業の農業においてはやはり継続できる、そしてそこで生活できる環境というのをぜひとも今後ますます発展させていっていただければと思います。

次の質問は……。

議長　　ただいま刈田敏君の質問の途中ではありますが、ここで昼食のため午後１時まで休憩します。

午後　零時０１分　休　　憩

午後　１時００分　再　　開

議長　　休憩を解き会議を再開します。

午前中に引き続き刈田敏君の質問を続けます。

刈田敏君。

１１番　おでかけバスについて質問したいと思います。

ＡＩオンデマンドについて。令和７年３月からおでかけバスの運用に関し、電話やスマホで呼べる予約、ＡＩオンデマンドが一部路線で適用される予定となっているが、どのような仕組みで運用され、利用者にはどのようなメリットがあるのかお伺いいたします。様々難しいということがありますので、分かりやすく説明のほうをお願いいたします。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

ＡＩオンデマンド交通は、従来の定時定路線型の路線バスではなく、利用者の予約に応じて、

ＡＩにより最適な経路と時刻を設定し、バスの配車を予約状況に合わせて行う乗合輸送サービスです。

まず初めに申し上げておきますが、今回全てのバスがこのＡＩオンデマンドバスに切り替わったわけではございません。県道１号路線とおでかけバスの午前の最初の便は、今までどおり予約なしで、今までどおりのご利用方法でバスに乗っていただくことができます。３月３日からＡＩオンデマンドに切り替わったのは、湯田と沢内のおでかけバスのこれまでの午前の２便目と午後の便のみであります。繰り返しますが、県道１号路線とおでかけバスの午前の最初の便は、今までどおり予約なしでご利用いただくことができます。

さて、このＡＩオンデマンドバスの仕組みとしては、利用者が電話やスマホで乗り降りするバス停と希望日時を予約することで、ＡＩシステムが運行時刻と運行経路を最適化して、乗車するバス停と時刻を提示し、利用者が乗車を決定することでバスが配車される仕組みとなっております。スマートフォンがないと予約ができないと思われている方がいらっしゃるかもしれませんが、電話で予約することができますので、この点も改めてご承知おきいただきたいと思います。

運行エリアは、沢内エリアと湯田エリアでマイクロバスが各１台運行することになり、原則エリア内のバス停間のみの移動となりますが、利用頻度が高いバス停については飛び地としてエリア間を移動することが可能です。また、沢内エリアは月曜日から金曜日、湯田エリアは東西に広く、どうしても非効率な運行になってしまうため、エリアを東と西の２つに分けて、湯田東エリアが月曜日と火曜日、湯田西エリアが水曜日から金曜日と曜日別になりますが、各地区週１回から２回程度の運行であった従前の運行より利便性は向上しております。

利用者のメリットとしましては、個別のケースにはよりますが、利用可能な曜日が増えることや、通院時や買物が終わった後に午後までバスを待つ必要がなくなるほか、サロン活動など乗り合って希望の場所まで移動できるなど移動の自由度が高まることで外出の楽しみが増え、心身の健康増進にも寄与することが期待できるものと捉えているところであります。

議長　　刈田敏君。

１１番　ありがとうございます。メリットについて伺いましたけれども、なかなかちょっと分かりづらいことですので、この後また質問しますけれども、これから様々な状況を捉えて改善しながら、いいものに持っていくような形で運営していくようだと思いますけれども、今メリットについて、そもそも今まで乗らないバスがただ走っていたということもありましたので、それを改善するには大変いい取組だと思いますけれども、私が一番やっぱり懸念しているのはデメリットの分というか、これまで手を挙げて乗れた人というと、やはり足が不自由であったり、ちょっと高齢化の人たちが乗っていたところを、今度はごみ集積所とかバス停に行く、だからそこのところはやっぱり不便になるというのはあるわけで、町としてはやっぱりそこも今後考えていかなければならないと思うのですけれども、今後そのようなことも念頭にあるのか、その辺をお伺いいたします。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

今のご質問は、バス停のことと理解してお答えいたしますが、このＡＩオンデマンドバスを導入する前提としまして、やはりバス停は決めなければならない。どこでもということになると、ちょっとシステムのほうでなかなか対応しにくいのかなと思っております。今回もバス停を設定するに当たり、従来、既存のバス停だけですと、議員ご指摘のとおり不便になるということが懸念されましたので、できるだけ細かくバス停のほうは設定させていただいたつもりで

す。それがごみ集積所となったのは、大体、私はですけれども、ごみ集積所は各地区に数か所あって、比較的歩いていける箇所、どこのお宅からも歩いていける距離にごみ集積所はありますので、基本的にはごみ集積所をバス停にするというのがこのＡＩオンデマンドバスを導入する場合、ほかの自治体でもそういった例がありましたので、そういった例を参考にさせていただいて、今回はまずごみ集積所と既存のバス停で運用させていただきたいと思っております。しばらくこうした運行でまずは様子を見たいと思っております。

議長　　刈田敏君。

１１番　それは重々分かります、利便性を高めるためと。ただ、私が聞きたいのは、今まで自分のうちの前で手を挙げて乗る人が、足が不自由だったり高齢化の人だったりして乗っていた人が、今度はちょっと離れていてもこれは大変ではないかなということの話で、その状況を見たときにほかのやりようを町で考えていくことが必要ではないかということなのですけれども、ご理解いただけますか。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　まず、今回、先ほども答弁しましたけれども、午前のというか、おでかけバスの１便目につきましては今までどおりの運行ですので、帰りに予約をして、例えば病院から乗るという予約をして、降りる場所は今までどおり自宅の前では降りられないことにはなりますので、いずれ行きの、例えば通院であれば、行きの便につきましては今までどおり同じということで、どうしてもやっぱりＡＩオンデマンドに移行するに当たっては、そういった多少歩いていただかなければならないということが出てくるのはちょっと致し方ないところかなと思いますので、まずはこの運行で、先ほど申し上げたとおり実際に利用していただいて、またいろいろ声をお聞きしていきたいと思っているところでございます。

議長　　刈田敏君。

１１番　ＡＩオンデマンドのそれについてはいいと思いますけれども、例えばあまり歩くのに不自由であれば、全く別のまた行き来をするというのは考えていかなくてはならないと思うのですけれども、行くときは乗っていって、帰りが自宅でないところで、公民館とかで降りるという、その大変な人がいることに対して、町ではＡＩオンデマンドとまた別の方向のそういう輸送というか、いろいろなことも考えられると思うのですけれども、そういうことも考えていくことはできないのかという質問なのですけれども、ご理解いただけますか。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

当然バス、今答弁申し上げているのはおでかけバスのことでございます。それ以外の住民の足の確保については、当課に限らず全庁的に他課で担当する部分も含めて考えていかなければならないことだとは、そういう課題、認識は従来から持っているところでございます。

議長　　刈田敏君。

１１番　町では、今回のＡＩオンデマンドについては利便性を高めるということで進めながら、やはり改善しながら町民の利便性を高める、そして高齢者の方々とか、そういう人たちに利用してもらうということであると思います。

そして、今の課長の答弁だと、それ以外のいわゆる交通弱者と言われるような人のことも今後検討していくということで伺いました。そういうことに関しては、やはり今後とも一つの問題として取り組んでいくことが必要だと思いますので、それはそれで検討していただければと思います。

今回オンデマンド以外の質問になるかもしれません。ただ、今そういう人たちが出てくるということに関して、関連で質問しているものであります。

次に行きます。それでは、いろいろお伺いし

ましたけれども、果たして皆さんがそれで分かったというのは、やっぱりやってみないとなかなか分からないことなのだとも思いますけれども、大事なことは前段で話ししたように人手不足等、そういう問題がある中で、今まさにここを町民の皆様がＡＩとか、そういういろいろなことを使いながら、協力しながら、より福祉の向上を目指して、みんなで協力しながら利便性の高いものをやっていくというようなことで、意識もやっぱり変えていかないと、なかなか少子高齢化の現状は打破できないのかなとも思っております。

そこで、これをいかに利用していくのに今後やっていくかということで、次の質問に入りますけれども、ＡＩオンデマンドの運用については利用効果を大いに期待しています。利用促進のための取組として住民説明窓口の設置も検討しているようですけれども、このほかにどのような手段を行ってＡＩオンデマンド利用増、利用促進につなげていくのかをお伺いいたします。

議長　　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

ＡＩオンデマンドの運用についてでありますが、おでかけバスは、かつては通院利用に限定していた患者輸送バスを通院以外でも誰でも利用できるようにした経緯があるため、現在も通院が主な利用目的となっているものと思います。したがいまして、通院に支障が出ないように優先的に現在対応しているところです。

住民説明窓口は、２月25日から３月14日まで町立西和賀さわうち病院に企画財政課の職員が出張して窓口を置いているほか、２月25日から３月末、３月いっぱいまでは随時集落支援員による相談受付対応を行っており、スマホアプリの登録や利用者登録のサポートを行っていくことにしております。

ＡＩオンデマンド交通の利用者の増に向けては、町のホームページや広報、ＳＮＳで情報発信に努めるほか、サロンや事業所などの人が集まるところに出向いてＡＩオンデマンド交通の利便性や利用方法などの説明や、アプリ登録のサポートを行うなど利用促進に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

議長　　刈田敏君。

１１番　それは進めていただければと思いますけれども、アプリ登録とかといっても、今まで利用していた方々が本当にそこまで分かるのかというのも非常に疑問に思いますので、できるだけ話を広めながら、そしていろいろな手だてをやりながら、本当にこれをいい形で進めるようにしていただければと思います。

今回の質問は人手不足ということと……やっぱり人手不足に関しては５年、10年というのを本当に今から見据えないと大変なことだと思いますので、そういうことを今からきちっと計画立てて進んでいただければと思いますし、やっぱりおでかけバスについては、先ほど来話していますけれども、利便性の向上は進めていかなければいけないと思いますけれども、その反面、やっぱり逆に大変になる人たちがいるということを念頭に置いて、そういう対策もさらに進めていただければと思います。

西和賀町のさらなる発展と持続していくのだという気持ちを皆さんで分かち合いながら、何とか令和７年も頑張っていけることを皆さんと気持ちを一つにして、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長　　以上で刈田敏君の一般質問を終結します。

次に、登壇順３番、中村ひとみ君の質問を許します。

中村ひとみ君。

４番　　議席番号４番、中村ひとみです。本日最後の一般質問です。皆様お疲れかと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、私からは上水道事業と下水道事業の２件の質問をいたします。

まず最初に、上水道の施設に関しての質問で

す。蛇口をひねれば飲み水が出る、日本においては当たり前ですけれども、海外では水道施設が布設されていないということで、水道水が飲めない国が多く存在します。日本の水道水のレベル、水質といいますのは、世界でもトップランキングと言われています。このような恵まれた水道環境で私たちは生活をしているわけですけれども、給水人口の減少による料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しさを増しています。

本町では、１月に経営改善の取組として、令和７年７月から改定される水道料金について住民説明会を各地区で実施しました。広報２月号に具体的な取組が掲載されております。また、広報３月号では住民説明会で出された質問や意見、パブリックコメントの結果なども掲載しております。ですので、今回は一般質問でこういった意見ですとか質問などは通告をいたしません。

ここから質問に入らせていただきます。まず、１番目の質問です。平成29年度の水道事業統合整備事業が湯田地区において完了していますけれども、沢内簡易水道、沢内地区の水道施設については更新がされないまま劣化が進んでいます。沢内地区の浄水施設や管路の法定耐用年数と比較した経過年数はどのようになっているのか伺います。

議長　　内記町長。

町長　　ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　それでは、私のほうから上下水道事業に関してお答えをさせていただきます。

浄水施設や水道管路などの老朽化については、施設や管路の種類も非常に多いことですので、全体の健全度についてお答えいたします。ここでお話をする健全度につきましては、資産の価値に着目した健全化資産で、経過年数が法定耐用年数以内の資産ということになります。

令和４年度に策定したアセットマネジメント３Ｃでの調査結果から、分類ごとでは浄水場、水源や配水池、ポンプ場などの建築構築物や土木構築物の健全度は、調査当時、令和４年度になりますけれども、令和４年度とその後10年後の令和14年度でほぼ老朽化資産となるものはありません。また、電気設備の健全度については73.5％、これが令和４年度の話ですけれども、10年後の令和14年度では31.9％に下がります。同じく機械設備では87.2％から61.9％になり、劣化資産が増えることになります。管路では、資産の価値に着目した健全度では少し分かりづらいため、布設延長ベースについての健全度でお話をします。管路については、令和４年度で83.8％から令和14年度には56.7％に健全度が落ちるということになります。

総括的な見解といたしましては、建築設備等の構造物の健全度はある程度確保されているというふうに考えておりますが、建築年数が相当経過していることや、耐震基準などからすれば電気、機械設備とともに更新を急ぐべき施設も見受けられるという状況です。また、管路につきましてはＶＰ管、これは塩ビ管と言われているグレーの管でございますけれども、ＶＰ管につきましては耐震化に適合していないことや水道事業の有収率からすると順次更新が必要なものと考えておるところでございます。

議長　　中村ひとみ君。

４番　　ご説明ありがとうございました。一応耐用年数内ということですけれども、劣化が進んでいることは確実なわけです。特に沢内地区の中部浄水施設の場所、特になめとこライン沿いの浄水場の劣化が結構、私もあの道はよく通りますので、あそこの浄水場もよく見るのですけれども、劣化が結構進んでいるなというふうに感じます。施設の劣化ですとか管路の劣化などが影響して、何か断水ですとか、または２年前の７月の豪雨など、ああいった濁流など自然災

害を原因とした問題などなかったのかなというところも気になるところですけれども、いかがでしょうか。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　今中部浄水場のことについてお話が出ましたけれども、大雨被害によって原水施設が止まるようなケースというのは、表流水から原水としている施設においては土砂等によって目詰まりとなって水が入っていかないといったことになります。そういった施設については、例えば細内水源であるとか長峰地区での取水はございますけれども、中部浄水場に関しましては、川からではございますけれども、地下水を利用させていただいているところがございますので、そういった意味で止まるといったことは特にございません。

議長　　中村ひとみ君。

４番　　今それを聞いて少し安心いたしましたが、着水井、水をためている囲い、コンクリートブロックの状態が亀裂もあったりとか、非常に状態がよろしくないなと常に不安に思っていますので、そういったところを特に気にしているのですけれども、あとは例えば台風ですとか、そういった自然災害で突然停電をしたりしますと給水ができなくなるということも考えられると思います。それの対策として非常用の発電設備ですとか、そういったものが必要なのではないかなと思いますが、この辺りはどのような形になっていますでしょうか。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　基本的には全ての施設に非常用発電機が入っておりますので、燃料がある限り基本的には水がつくれる状況になっております。ただ、一部圧送ポンプ場についてはないところが若干ございますので、一部数件の家等と、地域、地域によっては若干停電がありますと止まる地域もございます。全体としては、非常に割合は少ないところではございます。

なお、中部浄水場のお話が出ましたので、中部浄水場に関しましては取水も浄水場よりも標高が高い部分というふうになりますし、配水池も含めて、そこから流下していくわけですので、あそこに関しては電気があるなしにかかわらず水ができるところですから、ほかの施設に比べても十分安定的な水が使えるというような状況になっているというふうに分かっていただきたいなというふうに思っております。

議長　　中村ひとみ君。

４番　　ご説明ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。令和５年３月に策定された第２次西和賀町総合計画基本構想・後期基本計画、2018年から2025年の水道及び下水道施設の適正な維持管理の項で、沢内地区の水道施設の老朽化による施設更新の必要性が示されています。特に先ほどから申し上げておりますけれども、なめとこライン沿いの中部浄水場の管理の状態が非常に好ましくないといいますか、例えますとフェンスが壊れたままですし、施錠もされておりません。こういった状態というのが、実はこの質問に関しては令和３年12月の定例会一般質問でも取り上げられていまして、質疑、答弁されております。それ以降の取組、この施設の管理をどのようにされたのかなというのも教えていただきたいですし、安全面でこのままの状態をずっと続けておきますと非常に危険であると私は思います。課長の意見をお伺いいたします。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　お答えいたします。

まず、総合計画によります更新計画の話については、そのとおりでございます。ただ、ご質問の中部浄水場については、前の議会においての質問の中でそこら辺も含めてお答えをしていただきたいというお話でしたので、内容については確認をしてきておりますが、令和３年の３月議会、４年の６月にもあったと思いますけれども、そのお話を受けて当時の職員、課長も含めてですけれども、適切な指示をさせていただ

いておりますし、フェンスの修繕等も既に行っておるところでございます。

さらに、この施設に関しましては、昭和48年に整備した施設でありまして、町内でも２番目に古い施設、１番ではないのですけれども、２番目に古い施設です。湯田、沢内という言い方をされますと、ちょっと語弊がありますけれども、１番に古い施設はいまだに湯田にございます。施設に関しましては、この施設は緩速ろ過の施設でございまして、先ほどちょっとご説明しましたけれども、電気がなくてもろ過できるのはこの緩速ろ過のおかげでもあるわけですが、そういった意味から設備面積も非常に広い面積を取る施設でございます。そういった意味で、屋内施設ではないといったことにはなっているわけでございます。そういった意味から、度々このようなご質問をいただいているところではございます。

それで、ご質問のフェンスにつきましては、どの時期でのご確認か、ちょっと不明ではありますけれども、例年降雪期において毎年破損している状況でございますので、例年定期的な補修を施しております。そういった意味では、特に支障があるというふうにはこちらのほうでは認識しておりません。

また、施設の施錠につきましても、作業中であるとか、もしくは主要地方道花巻大曲線の冬期間の閉鎖など積雪の影響があるような場合などを除き、基本的には施錠している施設でございます。

議長　　中村ひとみ君。

４番　　なめとこラインの道は、川舟のところから湯之沢に入って、ずーっと浄水場のあるところまで私の散歩コースでして、一年中よく歩きます。その都度状態を見ています。今管理されていると課長は答弁されましたけれども、実際は全然、全然と言ったら語弊がありますけれども、365日、私も行っているわけではありませんけれども、冬季はもちろん、確認させていただいたときは除雪のために職員が行って管理をしていると。確かに除雪されておりますけれども、施錠はされていません。それで、夏場も施錠はされているところを見たことがありません、私は。フェンスがもう常に壊れたままで、管理状態は地区住民も見ています。非常に心配しています。これが本当にこのままの状態でいいのかと皆口々に言っているのですけれども、なので私もここで、このようにして申し上げているわけです。

やはり安全な水の供給というのは、きちんと管理された施設があってのことだと思いますので、ここは本当に私は急務だと思っております。即、できるだけ早く更新なり、そういったことを検討していただきたいと思います。これについて町長からの意見もぜひ伺いたいと思います。

議長　　内記町長。

町長　　恐縮でございますけれども、事実確認で差があるようですので、その辺をまず知っていただいてということではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長　　中村ひとみ君。

４番　　では、お時間あるときに、課長はまだ確認されていないのでしょうか。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　確認した上での答弁です。

議長　　中村ひとみ君。

４番　　町長は確認されたのでしょうか。

議長　　内記町長。

町長　　ただいま申し上げましたのは、こちらで確認しているという認識と議員の認識に差があるので、それをまず確認させていただかなければならないのではないかということでお願い申し上げたところでございます。

議長　　中村ひとみさん、質問に徹してください。中村ひとみ君。

４番　　認識の違いということで、私の認識では非常に将来的にといいますか、現状あそこの給

水場は川舟地区一部を除いて前郷の一部のところまで給水をしているわけですけれども、沢内庁舎も入りますし、飲食店、また宿泊業をされているところもございますので、これは急務ではないかということで述べました。早急に対応していただけることを期待しております。

では、次の質問に移ります。本町における水質検査はどのようになっているのか伺います。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　本町における水質検査につきましては、水質検査計画に基づき実施しております。全ての水道事業者は、水道法により検査が義務づけられており、示されている水質基準項目全てを実施しております。浄水については、浄水は蛇口から出る水のことでございますが、水系ごと一般細菌、大腸菌やカドミウムなど51項目について検査をしております。項目により検査頻度は違いますが、毎月１回行うものなどもございます。特に色、濁りや消毒の効果は、毎日検査をしております。また、現在については39項目を年に１回、指標菌については水源の状況に応じて毎月実施しているところです。詳細は、検査計画、検査結果なども含め、町のホームページに掲載しております。

なお、最近報道されております有機フッ素化合物、ＰＦＯＳ、ＰＦＡＳという、ちょっと聞き慣れないような文言が最近新聞などにも載っておりますけれども、これにつきましては全国一斉調査がございまして、本町においても今年度検査を行っており、全ての水源で検出はされておりません。

議長　　中村ひとみ君。

４番　　ありがとうございます。私も水質の結果は、ホームページで確認させていただきました。毎月更新されていまして、湯田地区、沢内地区と分かれて、非常に分かりやすくなっています。そして、一月に２回検査されているのかなというふうに思いますが、時々こういったところをチェックしていただけたらと思います。

次の質問です。４番、川舟断層が存在する沢内地区における水道施設の耐震化は最優先と考えますけれども、本町全体における耐震化の現状と今後の方針をどのようにお考えなのか伺います。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　ご質問の川舟断層につきましては、明治29年発生の陸羽地震の際に地震断層が出現、確認されたということとされております。ただ、具体的な数値を示す十分なデータが得られていないということから、本町における地域防災計画では陸羽地震と昭和45年発生の秋田南東部自身を基に策定されております。陸羽地震を想定した地震動につきましては、最大震度６と予想しており、上水道施設の被害防止、軽減のため、施設の耐震性の向上を図ることが必要であるというふうにされております。そのため本町における施設、管路の耐震化は、沢内地区のみならず、施設等更新の際には当然のことながら取り組むべきこととしております。

昨年１月発災の能登半島地震における水道施設災害では、６県14万戸で断水が発生しております。復旧も長期に及ぶなど甚大な被害が生じました。この反省から、国の指導の下、町では令和７年１月、最近でございますけれども、西和賀町上下水道耐震化計画を策定しておりまして、各施設の耐震化率の状況や、特にも重要施設までの水道管路の更新を図る計画としており、ホームページにて公表しております。

ちなみに、耐震化率につきましては、水源、浄水場など施設全体で39施設に対し、耐震施設は15施設、耐震化率約38.5％、管路につきましては総延長178キロに対しまして約31キロで、耐震化率約17.7％というふうになっております。

議長　　中村ひとみ君。

４番　　体制に関しては、非常にコストもかかることですけれども、独立採算制で経営的にも厳しいとは思いますが、サービス向上ということで検討していただきたいと思います。

次の質問です。本町における漏水対策について、現状と対応について伺います。これは、料金改定の住民説明会でも結構質問が出された内容ですので、お願いいたします。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　漏水対策について、現状と対応についてお答えをさせていただきます。

通常時における対策といたしましては、各施設の配水量のデータを常時監視できるようになっておりまして、配水量が一時的に多くなる、これは異常水量というふうに言いますけれども、異常水量を確認したような場合には漏水の発生が疑われることになりますので、漏水探査を行うこととしております。漏水地点の確定後、修繕工事の発注を行っております。

また、こちらが先ほど質問にありました住民説明会での漏水のお話につながるところではございますけれども、微量の漏水などにつきましては現職員体制での探査は非常に難しいような状況になっております。漏水が常態化し、有収率の低下につながっているものというふうに考えております。

そこで、今年度は漏水している可能性の高い給水エリア、先ほど常時監視ができるという話をしておりましたけれども、水源や配水池ごとに量がどの程度出ているかというのは常に監視をされております。これは、過去においてずっとデータを取っておりますので、過去に比べて非常に配水量、要は使っている水が多いというようなことになれば、全体として漏水量が増えているというふうに判断しております。そういった漏水の状況を可能性の高いというエリア、給水エリアにつきまして、専門業者による漏水調査を今年度実施しております。実施エリアでありました湯本地区については、給配水管８か所が特定できましたので、順次修繕を実施している状況でございます。来年度におきましては、これにつきましても予算措置、予算計上させていただいている事業でございますけれども、横手市への給水を控えておりますので、柳沢水系の漏水調査を実施する予定としております。今後も順次対応を行ってまいります。

また、本町における有収率はかなり低い状況であるため、漏水対策と併せて耐震管への更新も含めた老朽管の更新が必要と考えておりまして、来年度策定予定の水道事業基本計画と経営戦略の見直しにおいて、その方針を決定したいというふうに考えております。

議長　　中村ひとみ君。

４番　　ありがとうございます。私、専門的知識がなくてあれなのですけれども、漏水は各家庭の配水……水道管の損傷の原因というのも含まれるものでしょうか。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　全て含まれます。ただ、水道メーター以降が１次側といって、利用者側が責任を持って見ていただく部分になるわけですけれども、通常の料金よりも高くなっていれば、それはすぐ分かりますので、基本的にはそこでほとんどの方に直していただいております。そういった量に関しましては、逆に全体、数十トンという量からすると分かりかねますので、こちらのほうで確認できるのは、基本的には本管などから漏れる毎時数トンクラスの漏水の場合にはすぐ状況が分かるというようなことでございます。

議長　　中村ひとみ君。

４番　　次の質問です。施設の統廃合や再配置を行い、経営の効率化を図るダウンサイジングの導入時期と進め方について具体的に伺います。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　先ほども若干触れましたけれども、水道事業においては令和３年度からアセットマネジメントという資産の管理について取り組んでまいりました。その中で、３Ｃと４Ｄに取り組んできたところでありますが、今年度詳細型である４Ｄといったものに取り組んでおりまして、今年度末で策定が終わることとなります。

この結果を基に令和７年度において、先ほどお話しさせていただいたとおり水道事業の基本計画の策定をさせていただきます。それに併せまして経営戦略を見直し、具体的な整備方針を決定することとなります。その後において補助金なども含む予算措置を行った後に実施設計を進め、順次更新を図っていくということになる予定でございます。

議長　　中村ひとみ君。

４番　　そうしますと、今年度はこの計画策定に注力をして、令和８年度に工事を進めるという形でしょうか。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　来年度の予算書を見ていただければ分かるというふうには思いますけれども、令和７年度と８年度については基本的に取り組む優先順位度として高いのが主要地方道盛岡横手線の泉沢地区の県道がバイパス化されることに伴う事業があります。これについて２か年で水道本管の切替えがございますので、それにかなりの金額を要することになっております。そういったものをまずは優先順位を上げてやっていきながらも計画を策定し、その中で順位づけをした中で各施設の更新を図ってまいるというような順序立てとして考えております。

議長　　中村ひとみ君。

４番　　泉沢のほうは、以前からお話があった、課題のあった地点ですので、分かりました。また繰り返しですけれども、中部のなめとこラインの浄水施設のほうもぜひ何とかお考えいただきたいと思います。

次、２番目、下水道事業についての質問です。１月に発生した埼玉県八潮市の下水道管劣化による道路陥没事故の報道を見て、我が町は大丈夫なのかと思われた方もいるかと思います。本町の下水道事業においては、平成15年度に供用開始され、下水道施設、下水道管の耐震化も完了しており、老朽化対策の更新はまだまだではなく、まだ先ということかと思いますけれども、とはいえ過信せずに、硫化水素が原因で曲がった管のところの劣化が進むですとか、そういったことが起きますので、定期的な検査、点検というのは非常に重要になってくると思いますので、ご尽力いただきたいと思います。

私も最初あの報道を見て、本町は本当に大丈夫なのかなと思ったのですけれども、確認しましたら、本町の下水道管の大きさというのは最大でも30センチということで、八潮市のほうは4.75メートルです。ですので、スケールが違うといいますか、レベルが違うというところなのですけれども、30センチとはいえ劣化が進みますと陥没ということもあって、車の事故につながることもあると思いますので、点検は非常に重要だというふうに考えます。

このような、実際に下水道管に関しての耐震化などはされている状態ですけれども、下水道の使用料の方向性、経営改革というのも上水道同様に必要かと思います。検討されていると思いますので、その内容をお知らせいただけますか。

議長　　建設水道課長。

建設水道課長　冒頭の埼玉県八潮市のお話でございますけれども、住民の皆さん、不安になっていらっしゃる可能性があるというようなことですので、改めて私のほうからお話をさせていただきたいというふうに思います。

八潮市の道路陥没事故につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、同市と本町では下水道管の規模が全く違います。八潮市の今回事故となった下水道管につきましては、県営の下水道管でございまして、直径が4.75メートルの雨水専用管でございます。雨の水を川に流すための管でございます。一方、本町における下水道管につきましては汚水専用でございまして、雨水は入っておりません。そういった意味から、大きさも先ほど30センチというふうに言われましたけれども、350ミリ、35センチが最大でございまして、一般的には15センチ程度の管でご

ざいます。さらにお話ししますと、4.75メートルの管が地下10メートル以下のところにございまして、そこから常時水が流れている管に土砂が入ると、すり鉢状に流れていって、あのような大きな形で穴が空いたということになります。そういった意味から、同様の事故が本町において起こり得ることはありませんので、ご安心いただきたいというふうに思います。

それから、ちょっとお話飛びますけれども、下水道料金の使用料についてというようなお話でしたので、下水道事業につきましては令和６年度から公営企業会計としてスタートしております。今年度の決算状況の詳細が、この分析が３月31日が過ぎまして、来年度から行うということができるようになります。ただ、水道事業同様、当初計画時と比較しまして、人口減少の進捗でありますとか供用開始後20年が経過しております。大丈夫という話は若干ありましたけれども、電気設備や機械設備については既に更新期を迎えておりますので、今年度まで進めてまいりましたストックマネジメントでそういった明らかになっている部分については、水道事業と同様に令和７年度、８年度について、下水道事業の経営のあり方について検討委員会を設置して検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

方向性に関しましても、下水道料金につきましても値上げの方向になるものというふうに考えております。

議長　　中村ひとみ君。

４番　　ご説明ありがとうございました。私も理解が浅かったので、今回の質問でいろいろと勉強させていただきました。

以上で私からの一般質問を終わりにさせていただきます。

議長　　以上で中村ひとみ君の一般質問を終結します。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、来週３月10日の一般質問は４人を予定しています。

これをもって本日は散会します。お疲れさまでした。

午後　１時５４分　散　　会